

# 政務調査費マニュアル

平成24年3月

岐阜県議会



# 目次

I	政務調査費の交付制度	
1	地方自治法の改正	1
2	条例の制定	1
3	政務調査費の概要	2
	(1)政務調査費とは	
	(2)政務調査活動とは	
	(3)政務調査費執行にあたって	
II	透明性の向上に向けた取組	
1	使途の透明性を求める動き	3
2	本県議会における自発的な改正	3
III	政務調査費の実務	
1	本県条例等の概要	5
2	事務の流れ（フロー図）	6
3	関係書類の整理保管等	7
	(1)会計帳簿の調製と証拠書類等の整理	
	(2)保存期間	
4	収支報告書提出に際して添付する書類等	9
	《参考》政治資金収支報告との二重計上の防止	
5	残余额の返還	12
6	閲覧	12
7	収支報告書の訂正	12
8	税務上の取扱い	13

IV 使途基準等	
1 各項目における共通部分の取扱い……………	14
(1) 按分にかかる経費の取扱いについて	
(2) 交通費の運用について	
(3) 食糧費の支出について	
(4) 会費・負担金の支出について	
2 不適当と考えられる支出例……………	19
(1) 政務調査費を充当するのに適さない例	
(2) 会費として支出するのに適さない例	
3 使途基準項目別詳細について……………	21
(1) 調査研究費、(2) 研修費、(3) 会議費、	
(4) 資料作成費、(5) 資料購入費、(6) 広報費、	
(7) 事務所費、(8) 事務費、(9) 人件費	
V 参考資料	
○ 岐阜県政務調査費の交付に関する条例……………	27
○ 岐阜県政務調査費の交付に関する規程……………	30
○ 岐阜県議会議員の政務調査費収支報告書の 閲覧に関する要綱……………	37

# I 政務調査費の交付制度

## 1 地方自治法の改正

議員の調査研究活動の強化と充実を図るため、全国都道府県議会議長会を中心とした活発な取り組みにより、平成12年に地方自治法が改正（平成13年4月1日施行）され、政務調査費の交付が地方自治法に明文化されました。

【参考：地方自治法第100条（関係部分抜粋）】

- ⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。
- ⑮ 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費にかかる収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

これに基づき、全国都道府県議会議長会では、「政務調査費の交付に関する標準条例検討委員会」を設置し、「政務調査費の交付に関する条例」の標準例を作成しました。

## 2 条例の制定

前述の標準例作成を受けて、各都道府県では条例化を行い、平成13年度から政務調査費が交付されています。

本県においても平成13年第1回定例会で「岐阜県政務調査費の交付に関する条例」が可決され、平成13年4月1日から施行されています。

なお、本県の条例も全国都道府県議会議長会が作成した標準例に準拠して作成しています。

### 3 政務調査費の概要

#### (1) 政務調査費とは

政務調査費は、地方自治法や岐阜県条例等の規定に基づき、岐阜県議会議員の県政に関する調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付されるものです。

したがって、交付された政務調査費は、政務調査活動に要する経費に対して適切に充当させるべきものであり、政務調査活動以外の経費に使用することは認められません。

#### (2) 政務調査活動とは

議員の職務が、住民意思を代表し政策を形成することであり、議会の役割が、知事その他の執行機関が行う施策の評価及び監視並びに政策の立案であることから、主な政務調査活動とは以下のとおりとなります。

- ① 議員が県政の課題、議会で審議する案件等について行う調査研究のための活動
- ② 議員が県民、政治家、行政関係者、民間の団体等との意見交換その他の情報収集を行うための活動
- ③ 議員が政策や方針を立案・発信するため、会派内又は会派間で、政策や方針について意見交換や意見調整などを行う活動
- ④ 県民等に対して行う広報・広聴活動
- ⑤ 議員の職務や議会の役割を果たす上で必要なその他の政務調査活動

#### (3) 政務調査費執行にあたって

政務調査費の執行にあたっては、次に掲げる項目に留意の上、各議員の責任において、適切に執行しなければなりません。

- ① 県政に関する調査研究であること。
- ② 政務調査活動の必要性があること。
- ③ 政務調査活動に要した金額や態様等の妥当性があること。
- ④ 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

## II 透明性の向上に向けた取組

### 1 使途の透明性を求める動き

政務調査費については、当初、条例や規程で定められた提出書類が収支報告書のみであり、支出の証拠を示す書類が一切添付されていなかったことや、不適正な使途等が問題となった事例があり、全国の都道府県や市町村で住民監査請求や訴訟の動きがありました。

### 2 本県議会における自発的な改正

本県では、平成19年の議会活性化改革検討委員会において、政務調査費について、添付する証拠書類など各会派の調整を図りながら様々な検討を行い、平成19年第4回定例会において収支報告書に1件3万円以上の領収書などの写しを添付する等使途の透明性を確保する旨の条例改正を行いました。

平成19年議会活性化改革検討委員会（H19.7.3 議長への中問答申より要約）

多くのマスコミ報道があり、県民からも注目されている政務調査費の透明性向上を図るためには、使途及び金額を明確にする領収書の収支報告書への添付の義務づけは必要と考える。

なお、義務づけについては、法的な拘束を持たせるため岐阜県政務調査費の交付に関する条例を改正することが適当。

〔 実施方法 〕

- ・ 収支報告書に1件3万円以上の領収書等の写しを添付する。

〔 実施時期 〕

- ・ 条例改正上程      平成19年9月議会
- ・ 施 行              平成19年11月1日
- ・ 適 用              施行日以後取得した領収書

その後、平成23年の議会活性化改革検討委員会において、政務調査費について、添付する領収書等の額の見直しや、マニュアルの作成など更なる透明性向上に向け、各会派の調整を図りながら様々な検討を行い、平成24年第1回定例会では、収支報告書への領収書等の写しを添付する金額を「3万円以上」から「全て」とする旨の条例改正を行いました。

また、本マニュアルを作成すると共に、報告様式等の見直しに伴う規程の改正を行いました。

平成23年議会活性化改革検討委員会（H23.12.15 議長への中間答申より要約）

平成19年に一定の見直しが行われたところであるが、更なる透明性の向上を図るため、全ての支出にかかる使途及び領収書等の写しを収支報告書へ添付することを義務付ける必要があると考える。

〔実施方法〕

- ・収支報告書に全ての支出にかかる使途及び領収書等の写しを添付する。

〔実施時期〕

- ・条例改正上程 平成24年第1回定例会
- ・施行予定 平成24年4月1日
- ・適用 施行日以後に交付する政務調査費

平成23年議会活性化改革検討委員会（H24.2.24 議長への中間答申より要約）

政務調査費の使途基準については、岐阜県政務調査費の交付に関する規程により定められており、平成19年の調査・検討時には詳細な使途基準の作成については見送られたが、その後、多くの県においてマニュアルが作成され、透明性の向上が図られている。

今回、領収書等の添付について見直しが行われるのに併せて、政務調査費の使途基準等については、透明性向上を図るため、制度の概要、事務手続き、使途基準等を網羅したものであるべきであり、「政務調査費マニュアル」（別添）のとおり作成することが適当である。

なお、作成に当たっては、領収書の添付する金額の見直しに伴い、新たに必要となる様式等を改正することが適当である。

〔実施方法〕

- ・マニュアルの作成及び規程で定める様式等の改正。

〔実施時期〕

- ・施行予定 平成24年4月1日
- ・適用 施行日以後に交付する政務調査費

### Ⅲ 政務調査費の実務

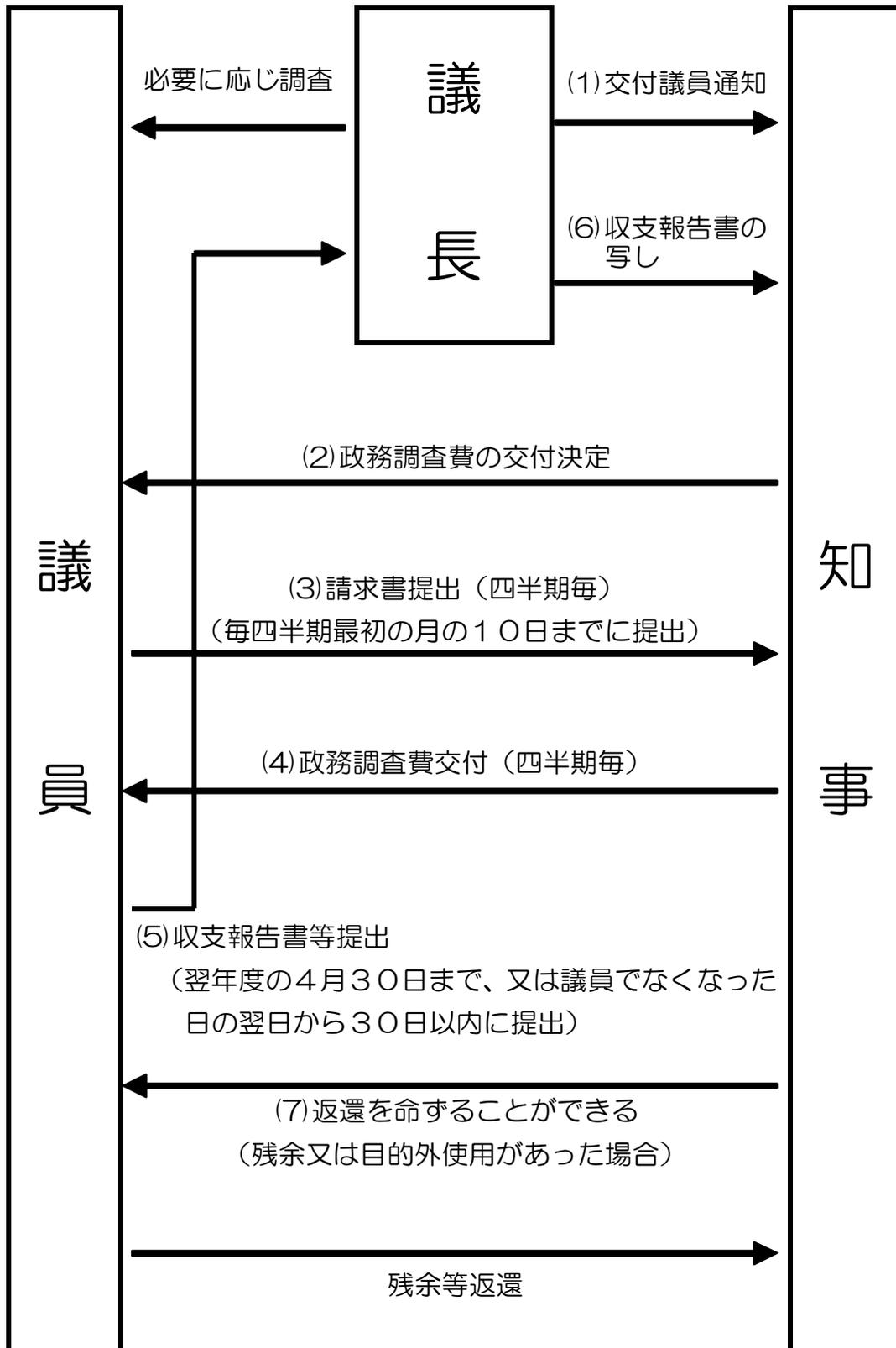
#### 1 本県条例等の概要

議員に対する政務調査費の交付にあたっての根拠は、次の法律、条例、規程等となっています。

- 地方自治法（第100条第14項・第15項）
- 岐阜県政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）
- 岐阜県政務調査費の交付に関する規程（以下「規程」という。）
- 岐阜県議会議員の政務調査費収支報告書の閲覧に関する要綱

項 目	概 要
交付先・交付対象 ☞条例第2条	月の初日に議員の職にある者に対して交付されます。
交付金額 ☞条例第3条	月額33万円です。
交付決定 ☞条例第5条	知事は、議長から在職議員の通知に基づき、各議員の政務調査費の交付額を決定し、議員に通知します。
請求及び交付 ☞条例第6条 ☞規程第2条	四半期の最初の月（4月、7月、10月、1月）の10日までに当該四半期分の請求を行うこととされており、その後、速やかに交付されます。
使用基準 ☞条例第7条 ☞規程第3条	議員は、条例等で定める使用基準に従って使用するものとし、県政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充てることはできません。
収支報告書の提出 ☞条例第8条 ☞規程第4条	議員は、翌年度の4月30日までに収支報告書に証拠書類等を添付して、議長に提出しなければなりません。 ※ 辞職等交付対象議員でなくなった場合は、その翌日から起算して30日以内に提出しなければなりません。
収支報告書等の訂正 ☞規程第6条	収支報告書等を訂正する議員は、訂正届を議長に提出しなければなりません。
政務調査費の返還 ☞条例第10条	議員は、交付を受けた年度の政務調査費の総額から同年度に支出した額を控除し、残余の額がある場合は、速やかに残余額を知事に返還しなければなりません。
証拠書類の整理保管 ☞規程第7条	議員は、政務調査費の支出についての証拠書類等を整理し、収支報告書等を提出した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで保存しなければなりません。
収支報告書等の保存 ・閲覧 ☞条例第11条 ☞規程第8条	議長は、提出された収支報告書等を5年間保存します。 収支報告書等の閲覧は、収支報告書等を提出すべき日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができ、何人も請求することができます。

## 2 事務の流れ（フロー図）



### 3 関係書類の整理保管等

#### (1) 会計帳簿の調製と証拠書類等の整理

政務調査費が県民の税金で賄われていることに鑑み、各議員においては、県民に理解され信頼される議会づくりのため、その用途のより一層の透明性の確保と説明責任を果たす必要があります。

そのために、政務調査費の支出についての「会計帳簿の調製」と「証拠書類等の整理」は必ず行ってください。

##### ○会計帳簿の調製

支出の経緯を明確にする必要があることから、規程別記第2号様式「支出整理簿」により整理してください。

##### ○証拠書類の整理

証拠書類は、政務調査活動の成果であり、按分の証拠とも成り得ますので、整理するとともに大切に保管する必要があります。主なものは以下例示のとおりです。

領収書等については、徴することができる場合は規程別記第3号様式「領収書等貼付用紙」に貼付（添付）して整理、徴することができない場合は規程別記第4号様式「支払証明書」に記載して整理してください。

##### 《例》

- ・領収書等（※1）
- ・通帳
- ・各種契約書〈賃貸借契約書、雇用契約書、委託契約書 等〉
- ・上記のほかに、支出の根拠となる書類及び活動実態が判る書類 等

## ※1 領収書等とは？

### (1) 領収書の要件

#### ① あて名の表示

原則として「議員本人名」とします。

(按分により充当する場合は後援会名等でも可)

#### ② 発行(受領)年月日の表示

#### ③ 金額・目的の表示

#### ④ 発行者(受領者)住所及び氏名、発行者印(レシート、自署の場合を除く。)

※上記要件が不記載の時は、余白に記載すること。

### (2) 領収書等と同等の扱いをするもの

#### ① 受取書・レシート

#### ② 利用明細書(公共料金 等)

#### ③ A T M等による振込通知書

#### ④ 預金通帳の写し

※当該引落を証する預金通帳の写(該当部分)により領収書に代えること。

#### ⑤ E T C利用証明書

#### ⑥ 入場料、入館料等の半券 等

感熱紙など時間の経過により印字が見えなくなるものについては、コピー(写し)をとって保存してください。

## (2) 保存期間

収支報告書等を提出した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで保存しなければなりません。



平成24年度の政務調査費の証拠書類等は平成31年3月31日まで保管

## 4 収支報告書提出に際して添付する書類等

条例第8条の規定により、収支報告書を交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月30日までに議長に提出しなければなりません。また、提出にあたっては、政務調査費による支出にかかる領収書等を添付しなければならないとされています。

なお、規程第4条で、添付する書類（様式）について定めています。

### 《提出書類》

#### ①収支報告書（条例・別記様式）

報告する年度における政務調査費の支出について、項目別に記載するものです。各項目の支出金額は次項の「支出整理簿」の各項目と符合する必要があります。

#### ②支出整理簿（規程・別記第2号様式）

議員は、日々の政務調査活動における政務調査費の支出の経緯がわかるよう「支出整理簿（別記第2号様式）」で整理し、収支報告書提出の際にその写しを添付します。

#### ③領収書貼付用紙（規程・別記第3号様式）

政務調査費の支出にあたり、領収書等を徴した場合に貼付し、整理しているものの写しを添付します。

#### ④支払証明書（規程・別記第4号様式）

政務調査費の支出にあたり、領収書等を徴することができないものについて、その支出内容を支払証明書として整理しているものの写しを添付します。

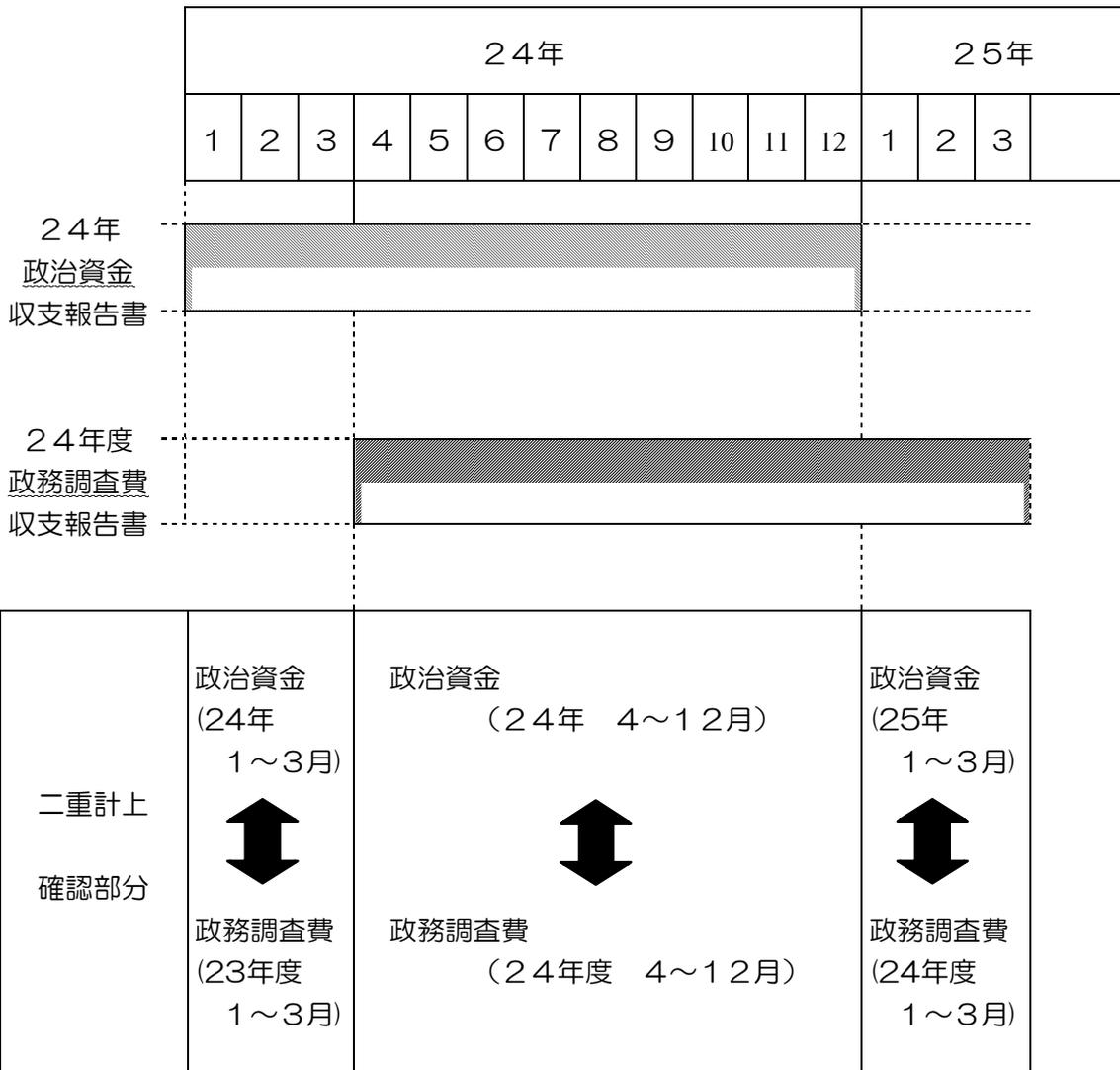
《参考》 政治資金収支報告との二重計上の防止

**二重計上防止チェック**

後援会など政治団体を設けている議員がほとんどかと思われます。

各議員は、個々の経費について政治団体としての経費か、岐阜県議会議員としての調査研究に資するための経費（政務調査費）かを明確に区分する必要があります。

以下の例示のとおり、二重計上の防止を徹底してください。



※二重計上を防止するために・・・

領収書余白への経費区分のメモ書き

(例)	領 収 書	平成〇〇年〇月〇日
〇 〇 〇 〇 様		
金 1 〇 〇 , 〇 〇 〇 . —		
但し 平成24年4月分事務所家賃として		
〇〇市〇〇町△丁目△△一△		
(株)〇〇不動産 代表取締役 〇〇〇〇 印		
※政務調査費50%、政治団体経費50%		

鉛筆等により  
覚書として

- 経費を按分する場合、領収書原本の余白に覚書としてメモ
- コピーを収支報告書に添付した際でも明確な経費区分が提出先でも把握が可能
- 二重計上の防止にも有効な手段

### 個々の支出に対する区分の明確化

①領収書は、支出目的に応じた宛名とする必要があります。

(「議員名」なのか、「政治団体名」なのか)

政務調査費は議員個人の調査研究活動。  
全額を充当する場合、領収書の宛名は「議員名」とする。

※按分する場合

広報誌など、内容が「政務調査費対象」と「それ以外」が混在する場合については、按分により政務調査費の対象経費とすることができます。

この際の領収書の宛名は特に問いませんが、按分比率については、合理的に説明が可能な範囲とすることが重要です。(例：広報誌の紙面比率 等)

②日付、金額、目的が記載されているか。

収支対象年度や支払内容の確認ができる部分であり、記載されていることを確認します。

③領収書への加筆修正は厳禁です。

## 5 残余额の返還

条例第10条の規定により、交付を受けた年度における政務調査費の総額から、当該議員がその年度においてした政務調査費による支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余额を返還することとなります。

収支報告書提出後、残余が確定しましたら、事務局が納入通知書を作成・送付しますので、期限内に最寄りの金融機関から振り込むこととなります。

## 6 閲 覧

条例第11条等の規定により、収支報告書等を提出すべき期限の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から閲覧に供することとされており、何人も、議長に対し、閲覧を請求することができます。（5年間）

なお、閲覧に供する際には、領収書等の写しに個人情報等（岐阜県情報公開条例第6条の非公開情報）が含まれる場合、当該部分は除いて（マスキングして）閲覧に供することとされています。

〔閲覧申請・問合せ先〕

岐阜県議会事務局総務課

〔閲覧可能日時〕

開庁日における勤務時間内

〔方法〕

閲覧申請されることにより、だれでも閲覧が可能です。

コピーを必要とされる方には、行政資料の供与手続きに基づき、写しの提供を行います。提供にあたっては実費相当の料金を徴収します。

## 7 収支報告書の訂正

議長に提出した収支報告書等を訂正する場合、訂正箇所を記載した訂正届（規程別記第5号様式）を議長に提出するとともに、提出済みの収支報告書等を次のとおり訂正します。

- ①訂正箇所を訂正前の内容が判るように見え消しし、訂正後の内容を記載します。
- ②余白に訂正年月日を記載します。
- ③訂正した全ての箇所に訂正者の押印をします。

## 8 税務上の取扱い

議員個人に交付される政務調査費は、その全額が議員としての公的調査研究活動に必要な費用を賄うために充当される仕組みとなっています。

したがって、政務調査費が雑所得の収入金額に該当するとしても、ここから調査研究のために支出した費用を控除した収支差額については、剰余が生ずることはありません。（剰余額については、返還するため）

その結果、課税所得は発生しないこととなります。

一方で、税務署は税務調査権を有しています。税務調査があった場合に対応できるよう、会計帳簿や支出に関する証拠書類等を適正に整理保存しておく必要があります。

## IV 使途基準等

### 1 各項目における共通部分の取扱い

#### (1) 按分にかかる経費の取扱いについて

政務調査費の使途の説明責任は議員にあります。個々のケースにかかる政務調査費充当の適否はもちろんのこと、合理的な按分割合であることの説明ができることが必要です。

よって、政務調査費以外の経費との按分については、政務調査費にかかる経費と政務調査費以外の経費とを明確に区分し、合理的な方法により按分しなければなりません。

＊ ＊ 按分例 ＊ ＊

- ①使用面積割合で按分（印刷物 等）
- ②使用時間割合で按分（会場使用料 等）
- ③政務調査関係の従事時間割合で按分（人件費 等）
- ④政治団体の活動実態を勘案し按分（事務所費、事務費 等） 等

＜参考＞使用実態による按分が難しい場合の充当率（例）

区 分	政務調査活動	○後援会活動 ○政治・政党活動 ○議員の個人的活動		
政務調査活動のみ	全 額			
政務調査活動と他の一つの活動とが共存する場合	1 / 2	1 / 2		
政務調査活動と他の二つの活動とが共存する場合	1 / 3	1 / 3	1 / 3	
政務調査活動と他の三つの活動とが共存する場合	1 / 4	1 / 4	1 / 4	1 / 4

## (2) 交通費の運用について

### ① 交通費の支出基準

政務調査費による交通費の支給基準については、全国都道府県議会議長会による基本的な考え方から実費とします。

なお、行程及び料金については、調査活動の実態に応じた行程及び料金とします。

#### ア. 公共交通機関運賃

実費（ただし、目的地内の移動経費を除く）

※特急・急行料金、特別車両料金（グリーン車両等）及び指定席料金を含みます。〔これらの料金については、県旅費条例にならい、片道50km以上の場合に限ります。〕

#### イ. 宿泊料

実費

※県旅費条例における宿泊料が、甲地は14,800円/泊、その他は13,300円/泊であることから、これらの金額を上限とします。

◀ 甲地 ▶

東京都区内、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市

※宿泊料の考え方は1泊2食分です。

※前後泊については、天災等で交通機関が停止している等、物理的に帰宅が困難な場合及び政務調査活動が早朝から始まる、又は深夜に及ぶなどして、健康管理面等、合理的に社会通念上、認められる場合で、説明責任が果たせる場合にのみ政務調査費に計上することができます。

※宿泊料の領収書は、他の領収書と同様の取扱いをしてください。

#### ウ. 自家用車使用による車賃等

自家用車を使用して調査研究活動を行った場合の車賃は、走行距離に応じた燃料費（実費相当）となります。

「満タン燃料費×政務調査関係走行距離÷総走行距離」

ただし、上記による算出が困難な場合は、合理的方法により算出した基準単価として、県の旅費条例で規定する自家用車利用時の車

賃の額を準用し、走行距離を1キロメートル当たり37円で計算した金額を車賃として充当することもできることとします。

※距離については、「実際の走行距離」又は「管内キロ程表による距離」とします。

※旅行の際に生じた有料道路通行料及び有料駐車場利用料金も加算することができます。

※ETC装着車で高速道路を通行した場合は、インターネットで利用証明を取得することができます。

◇ETC利用照会サービス〔 <http://www.etc-user.jp/> 〕

## ② 交通費の計算方法〔例〕

議員が、調査研究等のため旅行した場合の交通費の額については、次のとおりです。

### ア. 自動車の使用による場合

(1 km 未満の端数は切捨)

$$\left[ \begin{array}{l} \text{燃料費（実費相当） 又は} \\ \text{走行距離} \times 37 \text{円/km} \end{array} \right] + \text{有料道路通行料} + \\ \text{有料駐車場利用料} + \text{宿泊料}$$

(注) この場合の走行距離は、次のようなものが考えられます。

- ・単に、目的地との間を往復した場合の距離
- ・目的地を複数立ち寄って帰着するまでの距離

### イ. 公共交通機関による場合

(1 km 未満の端数は切捨)

$$\left[ \begin{array}{l} \text{燃料費（実費相当） 又は} \\ \text{走行距離} \times 37 \text{円/km} \end{array} \right] + \text{有料駐車場料金} + \\ \text{運賃} + \text{特急料金等} + \text{宿泊料}$$

### ③ 海外政務調査について

政務調査費を使用した海外への政務調査については、高額な支出になることに鑑み、他の自治体では、支出不可としているところもあります。

本県では、禁止項目としていませんが、運用に際しては、費用対効果の観点から、慎重な判断が求められます。

#### ※議員派遣と政務調査費

議員派遣中に継続・追加して調査研究の視察を行う場合における政務調査費の充当については、公務（議員派遣）部分と調査研究活動（政務調査費の部分）が時間的、場所的、経費的に重複する部分がなく明確に区分されていることが必要です。

また、議員派遣において公費支出限度額を超過した場合における政務調査費の充当については、議員派遣と政務調査費は性格を異としたもの同士であるため、充当することはできません。（超過部分は私費対応）

(3) 食糧費の支出について  
(自己が主催する会議等に要する経費として)

食糧費（茶菓代、会議弁当等）については、「公職選挙法の制限に抵触しないこと」及び「社会通念上妥当な範囲のものであること」前提としたうえで、調査研究活動としての会議との一体性が重要です。

(4) 会費・負担金の支出について  
(他者が主催する会議等に要する経費として)

飲食を伴う会費・負担金の支出については、県民の誤解を招きやすい部分であり、政務調査費を充当する場合にあっては、調査研究活動としての会議との一体性が必要であり、かつ、会費の支出先となる団体の活動内容やその金額、参加者、実施形態、開催場所等が「公職選挙法の制限に抵触しないこと」及び「社会通念上妥当な範囲のものであること」が必要であると考えられます。

なお、(3)(4)における支出額は、会議弁当 3,000 円、懇親会経費 5,000 円を上限とします。

◎公職選挙法に抵触せず政務調査費の執行が可能な場合

①議員が主催する会議、研修会及びそれらに連続した懇談会での選挙区外の者への食事、飲食提供

②他者が主催する会議、研修会及びそれらに連続した懇談会での食事、飲食の議員の自己負担分

※①②とも社会通念上許容される範囲のものとする。

③議員が主催する会議、研修会での茶菓提供

## 2 不適当と考えられる支出例

### (1) 政務調査費を充当するのに適さない例

(平成 13 年 8 月 20 日 全国都道府県議会議長会資料より)

≪ 具体例 ≫

#### ① 政党活動経費への支出

例：党活動・県連（政党等）活動費用、政党の広報誌・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送費用、政党組織の事務所の設置維持経費（人件費を含む）、党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等、会派の役員経費

#### ② 選挙活動経費への支出

例：選挙における各種団体への支援依頼活動経費、選挙ビラ作成経費、選挙関係にかかる経費、選挙活動費

#### ③ 後援会活動経費への支出

例：後援会活動のための経費、後援会の広報誌・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送費用、後援会主催の報告会等の開催経費、後援会主催の県政報告会経費

#### ④ 私的活動経費への支出

例：慶弔餞別費等（病気見舞い・香典・祝い金・餞別・寸志・中元・歳暮等の経費、慶弔電報、年賀状の購入又は印刷経費）、冠婚葬祭への出席費用（葬儀・祝賀会・結婚式・祭り等）、宗教活動経費（檀家総代会・報恩講・宮参り等）、観光・レクリエーション・私用用務等による旅行経費、親睦会等のための経費、議員個人の私的目的のために使用する経費

#### ⑤ 挨拶、会食やテーブルカットだけの出席費用の支出

例：JA・漁協・土地改良区・森林組合等の総会における挨拶だけの出席、町内会・老人クラブ・青年団・壮年会・婦人会等の新年会の会食だけの出席、県有施設・県道等の起工式や竣工式の出席

#### ⑥ 飲食を主目的とする懇談会の出席費用の支出

#### ⑦ 議員が他の団体の役職をかねている場合における、その団体の理事会、役員会、総会の出席費用の支出

#### ⑧ 公職選挙法やその他の法令等制限に抵触する事項に係る経費の支出

例：公職選挙法第 199 条の 2 の寄附に該当する経費（お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、食事の提供）

#### ⑨ 事務所として使用する不動産の購入、建築工事費への支出

#### ⑩ 政務調査活動に使用する自動車の購入、修理点検費の維持費への支出

#### ⑪ 政務調査活動に直接必要としない備品等の購入、リース代への支出

例：絵画、冷蔵庫、衣服等

## (2) 会費として支出するのに適さない例

(平成 13 年 8 月 20 日 全国都道府県議会議長会資料より)

### 《 具体例 》

- ①団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費
- ②個人の立場で加入している団体などに対する会費等  
例：町内会費、公民館費、壮年会費、PTA会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブ会費等で議員個人に本来帰属する会費
- ③政党（県連）本来の活動にともなう党大会、党費、党大会賛助金等
- ④議会内の親睦団体（議員野球部、ゴルフ倶楽部）の会費
- ⑤他の議員の後援会や祝賀会に出席する会費
- ⑥宗教団体の会費
- ⑦冠婚葬祭の経費  
例：結婚式の会費、香典、祝賀会の会費、祭りの経費
- ⑧親睦または飲食を目的とする会合の会費
- ⑨意見交換を伴わない会合の参加費

### 3 使途基準項目別詳細について

#### (1) 調査研究費

---

**【 内容 】**

議員が行う岐阜県の事務及び地方行財政に関する調査研究（以下「調査研究」という。）並びに調査委託に要する経費。

**【 具体例 】**

- 民間機関等への調査委託費
- 現地調査等に必要な交通費、宿泊費
- 打合せ・協議等にかかる交通費
- 岐阜県政にかかる意見聴取等を行う場合の交通費、宿泊費 等

**【 保存する証拠書類：例 】**

- 委託契約書、相手方提供資料、名刺、成果品、領収書 等

#### (2) 研修費

---

**【 内容 】**

団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費。

**【 具体例 】**

- 議員及び議員が雇用する職員の研修会等への参加費、資料代、交通費、宿泊費 等

**【 保存する証拠書類：例 】**

- 開催案内、研修資料、領収書 等

### (3) 会議費

---

#### 【 内容 】

議員が行う岐阜県政に関する地域住民の要望、意見等を聴くための各種会議に要する経費

#### 【 具体例 】

○各種会議（研修会含む）開催に要する資料印刷費、会場借上料、機材借上料、講師料、茶菓代 等

#### 【 保存する証拠書類：例 】

○開催案内、資料、領収書 等

### (4) 資料作成費

---

#### 【 内容 】

議員が行う議会審議のために必要な資料の作成に要する経費

#### 【 具体例 】

○議会審議資料印刷費、コピー代、製本代、原稿料 等

#### 【 保存する証拠書類：例 】

○成果品、領収書 等

## (5) 資料購入費

---

### 【 内容 】

議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

### 【 具体例 】

- 書籍購入費
- 新聞、雑誌等購読料
- DVD、CD-ROM等購入費 等

### 【 保存する証拠書類：例 】

- 領収書 等

## (6) 広報費

---

### 【 内容 】

議員が行う議会活動、岐阜県政に関する政策等の広報活動に要する経費

### 【 具体例 】

- 県政にかかる広報紙・活動報告書等の印刷費、発送費
- 県政報告会等開催にかかる会場借上料、機材借上料、茶菓代
- ホームページ等の維持管理費 等

### 【 保存する証拠書類：例 】

- 成果品（HPなどは、その時の状況がわかるもの）、領収書 等

## (7) 事務所費

---

### 【 内容 】

議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理等に要する経費

### 【 具体例 】

- 事務所の賃借料
- 事務所の光熱水費、修繕費 等

### 【 保存する証拠書類：例 】

- 賃貸契約書、領収書 等

### ※対象となる事務所について

事務所経費への政務調査費の充当にあたっては、次のような事務所としての要件を備えており、実際にそこが調査研究活動に使用されている場合に充当できます。〔なお、充当にあたっては、賃貸物件の使用実態にあわせ、按分等する必要があります。〕

なお、事務所が自己所有及び生計を一にしている親族の所有物件の場合の賃借料には、政務調査費を充当することはできません。

また、事務所購入費用や、資産価値向上につながるような修繕等にも政務調査費を充当することはできません。

#### ○事務所の要件

- (1)事務所としての外観上の形態を有していること。  
(○○議員事務所の看板設置など)
- (2)事務所としての機能（事務スペース、応接・会議スペース、事務用備品等）を有していること。
- (3)賃貸の場合には議員本人が契約者となっていること。

○関連会社、政治団体（後援会）の所有にかかる建物を借り上げる場合は、資金の環流と誤解されないよう、上記の外に当該賃借料が相手方の会計処理上収入として計上され、決算に反映されていることなどが必要と考えられます。

## (8) 事務費

---

### 【 内容 】

議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費

### 【 具体例 】

- 事務用消耗品費、備品購入費
- 電話代、郵便代
- OA機器等借上料 等

### 【 保存する証拠書類：例 】

- 領収書 等

### ※備品購入等にかかる注意事項

高額な備品の購入については、資産形成につながる可能性があることからその必要性、妥当性に留意する必要があります。（リース等も考慮。）

ただし、有用性が高く、一般的に直接必要であると認められるもの（パソコン、FAX等）は、充当することができます。その際には、汎用性が高いことから適切な按分とするなど社会通念上妥当な範囲での充当とする必要があります。

## (9) 人件費

---

### 【 内 容 】

議員が行う調査研究を補助する者を雇用する経費

### 【 具体例 】

- 雇用職員の給料（賃金）、各種手当、各種保険料 等
- 臨時職員（アルバイト等）の賃金

### 【 保存する証拠書類：例 】

- 雇用契約書、勤務実績簿、領収書（給与台帳） 等

### ※雇用にかかる注意事項

職員等の雇用にあたっては、社会通念上妥当と判断される雇用形態を有し、その勤務実態が実質的かつ外形的にも調査研究活動に適うものと認められる必要があります。（雇用契約書、勤務実績簿等を整備・保管のこと。）

特に、親族を雇用する場合においては、県民の誤解を招くことの無いよう、慎重な取扱いをしてください。

## V 参考資料

### ○岐阜県政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月23日条例第18号）

#### （趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、岐阜県議会の議員（以下「議員」という。）の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

#### （交付対象）

第2条 政務調査費は、月の初日に議員の職にある者に対し交付する。

2 月の初日において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散による議員の任期終了があった場合は、当該議員は、政務調査費の交付の対象としない。

#### （交付金額）

第3条 政務調査費は、月額33万円とする。

#### （交付を受ける議員の通知）

第4条 岐阜県議会の議長（以下「議長」という。）は、政務調査費の交付を受ける議員について、毎年度4月3日までに、知事に通知しなければならない。

2 議長は、前項の規定による通知後、その年度において議員の任期満了又は議会の解散による選挙があったときその他議員に異動が生じたときは、速やかに知事に通知しなければならない。

#### （交付決定）

第5条 知事は、前条の規定による通知を受けたときは、政務調査費の交付の決定をし、議員に通知しなければならない。ただし、その年度において議員の任期が満了する場合は、当該任期が満了する日の属する月（その日が月の初日の場合は、その前月）までの月数分の政務調査費の交付の決定をするものとする。

#### （請求及び交付の方法）

第6条 議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日（その日が岐阜県の休日を定める条例（平成元年岐阜県条例第5号）第1条に規定する休日に当たるときは、その翌日）までに、当該四半期に属する政務調査費を知事に請求するものとする。ただし、議員の任期開始の日の属する四半期の政務調査費については、前条の規定による通知を受けた後、速やかに知事に請求するものとする。

2 知事は、前項の規定により請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。

3 議員は、一四半期の途中で辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が月の初日の場合は、当月分）以降の政務調査費を速やかに知事に返還しなければならない。

#### （用途）

第7条 議員は、政務調査費を議長が別に定める用途基準に従い使用しなければならない。

#### （収支報告書）

第8条 議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別記様式により、交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月30日までに、

議長に提出しなければならない。

- 2 議員は、任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月（その日が月の初日の場合は、その前月）までの収支報告書を、別記様式により、議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に、議長に提出しなければならない。
- 3 前二項の収支報告書には、政務調査費の支出に係る領収書その他の証拠書類の写し（以下「領収書等」という。）を添付しなければならない。

（議長の調査）

第9条 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる。

（返還）

第10条 知事は、議員が交付を受けた年度における政務調査費の総額から、当該議員がその年度においてした政務調査費による支出（第7条に規定する用途基準に従ってした支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額の返還を命ずることができる。

（収支報告書等の保存及び閲覧）

- 第11条 議長は、第8条の規定により提出された収支報告書及び領収書等（以下「収支報告書等」という。）を、提出された日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。
  - 3 議長は、前項の規定に基づく請求があったときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）第6条の非公開情報を除いたものを、閲覧に供するものとする。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年5月8日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月17日条例第50号）

- 1 この条例は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 改正後の岐阜県政務調査費の交付に関する条例第8条及び第11条の規定は、この条例の施行の日以後の政務調査費による支出について適用し、同日前の政務調査費による支出については、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月18日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第45号）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の岐阜県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

## 年度政務調査費収支報告書

年 月 日

岐阜県議会議長 様

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

岐阜県政務調査費の交付に関する条例第8条第1項（第2項）に基づき、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 収 入

政務調査費 \_\_\_\_\_ 円

#### 2 支 出

（単位：円）

項 目	支 出 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
広 報 費		
事 務 所 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

#### 3 残 余

\_\_\_\_\_ 円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

## ○岐阜県政務調査費の交付に関する規程(平成13年3月30日議会告示第1号)

### (趣旨)

第1条 この規程は、岐阜県政務調査費の交付に関する条例(平成13年岐阜県条例第18号。以下「条例」という。)に基づく政務調査費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (請求)

第2条 条例第6条第1項の規定による請求は、別記第1号様式によるものとする。

### (使途基準)

第3条 条例第7条の使途基準は、別表のとおりとする。

### (領収書等の添付)

第4条 条例第8条第3項の規定による領収書等の添付は、支出の経緯を記載した別記第2号様式及び当該支出に係る領収書等を貼付した別記第3号様式によるものとし、岐阜県議会の議長(以下「議長」という。)に提出するものとする。

2 前項の規定による別記第3号様式の添付が困難な場合にあつては、条例第8条第3項の規定による領収書等の添付は、必要事項を記載した別記第4号様式によることができる。

### (収支報告書の写しの送付)

第5条 議長は、条例第8条の規定により提出された収支報告書の写しを知事に送付するものとする。

### (収支報告書等の訂正)

第6条 岐阜県議会の議員(以下「議員」という。)は、条例第8条の規定により提出した収支報告書又は領収書等の訂正をしようとするときは、別記第5号様式による訂正届を議長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による収支報告書の訂正について準用する。

### (証拠書類等の整理保管)

第7条 議員は、政務調査費の支出についての証拠書類等を整理し、当該政務調査費の収支報告書等の提出された日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで保存するものとする。

### (収支報告書等の閲覧)

第8条 条例第11条第2項の規定による収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期限の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる。

2 前項の収支報告書等の閲覧は、議長が指定する場所で、議会事務局の執務時間中にしなければならない。

3 収支報告書等は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

4 収支報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

6 前各項に定めるもののほか、条例第11条第2項の規定による収支報告書等の閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月30日議会告示第3号）

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日議会告示第1号）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の岐阜県政務調査費の交付に関する規程の規定（第6条の規定を除く。）は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

項 目	内 容
調査研究費	議員が行う岐阜県の事務及び地方行財政に関する調査研究（以下「調査研究」という。）並びに調査委託に要する経費〔調査委託費、交通費、宿泊費等〕
研 修 費	団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費〔会費、交通費、宿泊費等〕
会 議 費	議員が行う岐阜県政に関する地域住民の要望、意見等を聴くための各種会議に要する経費〔会場費、機材借上費、資料印刷費等〕
資料作成費	議員が行う議会審議のために必要な資料の作成に要する経費〔印刷製本費、原稿料等〕
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費〔書籍購入費、新聞雑誌購読料等〕
広 報 費	議員が行う議会活動、岐阜県政に関する政策等の広報活動に要する経費〔広報紙、報告書等の印刷製本費、通信運搬費、交通費等〕
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理等に要する経費〔事務所の賃借料、管理運営費等〕
事 務 費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費〔消耗品費、備品購入費、通信運搬費等〕
人 件 費	議員が行う調査研究を補助する者を雇用する経費〔給料、手当、社会保険料、賃金等〕

※〔 〕内は例示

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

## 年度政務調査費請求書

岐阜県政務調査費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり政務調査費を請求いたします。

記

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、 年 月分～ 年 月分



第3号様式（第4条関係）

整理番号	
------	--

年度 政務調査費 領収書等貼付用紙

議員名 \_\_\_\_\_

使途項目	調査研究費 広報費	研修費 事務所費	会議費 事務費	資料作成費 人件費	資料購入費		
支出年月日	年 月 日		政務調査費充当額 _____ 円				
場所及び活動概要 ・ 支出内容〔品名等〕							
備考 〔按分等〕	<input type="checkbox"/> 按分率 _____ ( _____ ) <input type="checkbox"/> 政務調査費充当分として按分済みの領収書を貼付 <input type="checkbox"/> その他 [ _____ ]						
上記活動に要した経費等 (領収書等無)	自家用車	鉄 道				計	
	@ 円× km						円
	=						
〔領収書等貼付欄〕				貼付した領収書総額			

第4号様式(第4条関係)

年度 政務調査費 支払証明書

議員名

整理番号	活動日	年 月 日 ~ 年 月 日	経 費		計
			自家用車 km 円	鉄道	
場所					
活動概要					
整理番号	活動日	年 月 日 ~ 年 月 日	経 費		
場所			自家用車 km 円	鉄道	計
活動概要					
整理番号	活動日	年 月 日 ~ 年 月 日	経 費		
場所			自家用車 km 円	鉄道	計
活動概要					
整理番号	活動日	年 月 日 ~ 年 月 日	経 費		
場所			自家用車 km 円	鉄道	計
活動概要					
整理番号	活動日	年 月 日 ~ 年 月 日	経 費		
場所			自家用車 km 円	鉄道	計
活動概要					
整理番号	活動日	年 月 日 ~ 年 月 日	経 費		
場所			自家用車 km 円	鉄道	計
活動概要					

年 月 日

岐阜県議会議長 様

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

## 訂 正 届

岐阜県政務調査費の交付に関する規程第6条第1項の規定により、  
年 月 日付けで提出した 年度政務調査費収支報告書等  
について、下記のとおり訂正します。

### 記

訂正する箇所	訂 正 前	訂 正 後

## ○岐阜県議会議員の政務調査費収支報告書の閲覧に関する要綱

### （趣 旨）

第1条 岐阜県政務調査費の交付に関する規程（平成13年議会告示第1号。以下「規程」という。）第8条第2項及び第6項に規定する岐阜県議会の議長（以下「議長」という。）が定める閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

### （閲覧場所）

第2条 閲覧場所は、議会東棟2階の議員図書閲覧室とする。

### （閲覧時間）

第3条 閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

### （閲覧業務を行わない日等）

第4条 閲覧業務を行わない日は、岐阜県の休日を定める条例（平成元年岐阜県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日とする。ただし、議長が特に必要があると認めるときは、閲覧業務の全部又は一部を休止することができる。

### （閲覧手続き）

第5条 政務調査費収支報告書等（以下「収支報告書等」という。）を閲覧しようとするもの（以下「閲覧者」という。）は、政務調査費収支報告書等閲覧請求書（別記様式）を議長に提出しなければならない。

### （閲覧方法）

第6条 閲覧者は、係員の指示に従い収支報告書等を閲覧し、閲覧した収支報告書等は元の場所に戻さなければならない。また、閲覧終了後は、係員に申し出るものとする。

### （閲覧者の遵守事項）

第7条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 閲覧場所には、複写機器、写真機器及び危険物など、他の閲覧者の迷惑になる物を持ち込まないこと。
- ② 閲覧場所では、音読、談話、飲食、喫煙など、他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。
- ③ その他、係員の指示に従うこと。

### （閲覧の中止又は禁止）

第8条 議長は、閲覧者が規程又はこの要綱の規定に違反する場合は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(別記様式)

## 政務調査費収支報告書等閲覧請求書

平成 年 月 日

岐阜県議会議長 様

請 求 者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

岐阜県政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第18号）第11条第2項の規定により、下記のとおり政務調査費収支報告書等の閲覧を請求します。

記

### 1 閲覧しようとする収支報告書等

平成	年度政務調査費収支報告書等
----	---------------

